

取扱区分：「公開」

平成27年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています



平成27年2月10日(火) 午前9時55分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年2月10日(火) 午前9時55分 ~ 10時52分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
報告第6号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第7号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	7件
報告第8号	非農地証明について	8件
報告第9号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第10号	農地法第18条の規定による通知について	1件
報告第11号	農業生産法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	福田栄司君	第12番	山崎弘子君
第13番	林定子君	第14番	村木実君
第15番	松田孝行君	第16番	山崎光夫君
第17番	水井規雅君	第18番	石村敏昭君

第19番	秋 貞 啓 子 君	第20番	白 石 純 治 君
第21番	有 馬 俊 雅 君	第22番	小 林 一 雄 君
第23番	高 橋 恵 君	第24番	長谷川 和 美 君
第25番	杉 村 龍 男 君	第26番	藤 井 和 典 君
第28番	椎 木 人 志 君	第29番	大 江 静 人 君
第30番	弘 中 壽 君		
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第27番 梅 田 洋 治 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	西 村 一 成	次 長	末 長 信 博
書 記	林 和 史		

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第27番 梅田 洋治委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時55分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成27年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、藤井 孝委員さん、第28番、椎木 人志委員さん、のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第3号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案6件でございます。

1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の873平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で耕作が困難となり農業後継者もいないため譲り渡すとされ、譲受人は申請地が居住地に近く、利便性がよく規模拡大を図るものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は66アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は畑作に転換し、季節の野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。この案件は次に申す5条申請の1番の譲受人、譲渡人とも同一人です。この案件についてご報告します。去る2月6日譲受人と現地にて確認いたしました。また、譲渡人とは電話で連絡し確認しました。申請地は譲受人の自宅より200メートルと近く、譲受人の所有地の隣接地で2筆の農地があります。先程の事務局の説明では、畑作転換とのことでしたが、事情が変わり当面は水稻を作付けし、時期を見て畑作転換したいとのことでした。譲渡人は一昨年までは水稻を作付けしていましたが、昨年度調不良となり耕作を断念し、今回の話がまとまったと聞いています。以上よろ

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は71アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は水稻を作付けされることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第29番

29番の●●です。2番について2月1日譲受人、譲渡人立会いのもと調査いたしましたのでご報告いたします。只今の事務局の説明のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作が困難になったため、義理の弟である譲受人に贈与により譲り渡すものです。申請地は譲受人の自宅前の市道を挟んだ反対側に位置し、現況地目は田で昨年も水稻が作付けされておりました。譲受人の営農計画の達成見込みはあり、妥当と思われれます。どうぞご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●、字●●●及び字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、4筆の6,921平方メートル、及び農用地区域外農地の田、1,385平方メートル、並びに字●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、2筆の280平方メートル、及び農用地区域内農地の畑、3筆の1,893平方メートルで合計10筆、面積10,479平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で耕作が困難となったため長男に譲り渡すとされ、譲受人は農業後継者として贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は329アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は水稻を作付けされるほか、畑は野菜、花木などを栽培され直売所などに出荷されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に

支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

18番の●●です。去る1月30日現地にて譲受人、譲渡人と確認いたしました。議案書の土地の表示の上5筆は●●ダムを挟んで自宅からは反対の西側にあります。約700メートルから1キロメートルの距離にあります。この田5筆については集落協定が結ばれている田で、きちんと管理がされています。また、下の5筆については2357-2、2357-4はダム沿いの市道の下側にあり、花木が植えてあります。その他の3筆は畑と梅、柿が植えてあります。先程の事務局の説明のとおり、親からの贈与ということで、何ら問題はないと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●

字●●及び字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の2,650平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地に居住のため譲受人に利用権を設定して耕作してもらっており、譲受人は譲渡人より贈与の申し出があり譲り受けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は107アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

20番の●●です。調査報告をいたします。去る1月30日譲受人と現地にて調査をいたしました。申請地は現在水稻を耕作している譲受人の農地に

隣接しており、譲受人が耕作しております。耕作困難な姉よりの贈与を受けるといふこと、また、営農計画書も整っており、問題はないと考えます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

5番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●、字●●●及び字●●●に所在する農用地域内農地の原野、3筆の2,141平方メートル、及び山林、3筆の2,193平方メートルで合計6筆、面積4,334平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、平成25年度農地保有合理化事業による農地の旧売買事業で、譲受人は、農地保有合理化法人「公益財団法人やまぐち農林振興公社」から申請地を買い受けて、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、樹園地の規模を拡大されるものであり、耕作要件、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定に

については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は205アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、なしを栽培することと、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第23番

23番の●●です。1月26日譲受人と現地にて、確認いたしましたので報告します。譲受人は7年前に新規就農し、2年の研修期間を経て今の農園を引き継ぎ、ぶどう、なし園の経営をされております。3年前には新たにぶどうのハウス栽培にも取り組んだり、大変意欲的に農園経営をされております。現地には既になしの苗200本を植えられており、3年後位からの収穫予定です。以上のことをもちまして今回の申請は規模拡大で、意欲的に農業に取り組んでおられますので問題ないと思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地目が原野と山林となっておりますが、少し説明を加えてもらえますか。

事務局

はい。地目が原野、山林となっておりますが現況は樹園地でございますの

で、農地台帳に登録してありますし、農用地の指定も市側、農林課で指定されております。このことにより、地目が原野、山林となっておりますが、全く問題はありません。ちょうど1年前になりますが、この土地は前所有者とやまぐち農林振興公社の売買契約で所有権が移転されたもので、譲受人が公社ですので第3条の届出の報告が総会でされています。今回規模拡大を図られるということで、新たな所有者に許可申請にて所有権移転をするというものでございます。

議長

只今の説明ですが何か、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

6番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●●字●●及び字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の2、785平方メートル、及び農用地区域外農地の畑、259平方メートルで合計3筆、面積3,044平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で耕作困難となったため、譲受人に贈与し、譲受人は新規就農者として譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、年齢的に若く、専業で農業に意欲的に従事しており、また、祖父所有の農機具を借りるとされ耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみ

ても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は30アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか、イチゴの育苗を予定とのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番の●●です。去る2月6日に譲受人にお話を聞きました。事務局からの説明のとおりで大字●●●字●●2414番と2417番は譲受人の自宅から400メートルの距離の所にあります。昨年までは譲受人も手伝って水稻を作付けし、現況は稲刈りが終わった状態でした。大字●●●字●●2446番2は、自宅に隣接している土地で畑として自家用野菜を栽培されていたようです。今はきれいに草刈りがされている状態でした。譲受人と譲渡人は孫と祖父の関係で祖父が高齢で農地を管理、耕作することが困難であるため、後継者である孫が新規就農者としてまとまった規模の農地を取得し採算性を高める目的で、農地の権利を取得し経営されます。本年4月から新規就農の予定で大字●●●字●●の田は引き続き水稻を作付けし、字●●の畑は

イチゴ栽培の育苗を計画されています。農地法第3条の規定による許可申請について、問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案2件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は市内に在住の会社員で農業者でもあります。いわゆる兼業農家です。アパート経営など副業のうちのひとつとして行っている売電事業の拡大を図るため申請地を購入し、発電出力45.6キロワットの太陽光パネルを282平方メートルに枚数192枚を設置するものです。先程の議案第3号の1番の3条許可申請と同一人で当初はその農地とこの農地に太陽光発電施設を設置したいという相談でしたが、転用農地が過大になり過ぎるということで、指導に従い分筆され今回の申請になりました。

申請地は日照もよく送電線網などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、副業のアパート経営地の隣接地であること、譲渡人は高齢により農地の維持管理が困難となってきたため、手放すこ

とを考慮していたことから、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は市役所●●支所から北東に約1キロメートルの所に位置しており、国道●号から市道●●線を北に向かい山陽新幹線の高架から約500メートルの所に位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●189番2、地目は田、地積は921平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないということで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約も申請受理済みです。また、調整区域であることから1,000平方メートル未満ですが、開発行為でない旨の届出を市の担当課にし、1月23日付けで受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ておりまして、問題ないと判断されます。なお、利用状況から雨水の排出はこれまでどおりで変わりません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。2月6日現地で譲受人と現地調査しました。只今の事務局の説明のとおりです。分筆されたとのことですが、これは元々、1筆の田で2段に分かれていたそうです。段差が50センチメートル位あるということで、ここで分筆されたということです。189-2に太陽光発電施設を設置するものです。元々、アパート経営をしていてその屋根に太陽光パネルを設置していて、その増強をするという話でした。このような状況ですのでよろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、2番についてご説明いたします。申請人は●●市に主たる事務

所を有する不動産を営む法人です。売電事業の拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル382平方メートル、パネル枚数200枚と3台分の駐車スペースを設置するものです。申請地は日照もよく送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、譲渡人においては高齢のため耕作困難になってきたため、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から北東へ約340メートルの所に位置しており、県道●●●●●●線から市道●●●●線を120メートル北上した所にあり、市道●●●●線と市道●●●●線に挟まれております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●583番1、地目は田、地積は1,228平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との

電力受給契約も1月16日付けで申請済みです。また、1,000平方メートルは超えておりますが、造成などないことから開発行為でない旨の届出を市の担当課にし、1月21日付けで受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。利用状況から雨水についてはこれまで同様、状況に変わりございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の●●です。去る1月30日申請人と現地で確認しましたので、ご報告いたします。申請地の位置、内容等については、事務局からの説明がありましたので省略いたします。譲渡人はご主人と子供さんを早くに亡くされて一人住まいです。今まで好きな農業で稲作と野菜作りに励んできていたが、高齢のため維持管理が困難となり、売却したいとのことでした。なお、隣接の560平方メートルの農地は残し、野菜作りを楽しみたいと言われておりました。譲受人は他の土地も検討していたところ、譲渡人からの申し出があり調査し、日照が良く化石燃料に変わる環境にやさしく、安全な自然エネルギーである太陽光発電を推進したいと考え、譲り受けることにしたことでした。申請書には資金計画書、事業計画書、土地利用計画図が添付され、被害防除計画書に基づき調査しましたが問題はないと思います。周辺農地に与える影響もないと思います。以上何ら問題となることはございませんでした。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号2番につきまして、採決を行います。

許可することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可することと決定いたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。報告第6号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第6号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第6号を終わります。続きまして、報告第7号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第7号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は7件ございました。内容

は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第7号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第8号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第8号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の10ページをお願いいたします。報告第9号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設用地として転用される場合で、転用面積が2アール未満であるときは、農地法第4条の農地の転用の制限の例外とし

て、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第9号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。報告第10号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第10号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号につきまして、事務局より報告事項の説明をお

願いいたします。

事務局

議案書の12ページをお願いいたします。報告第11号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第11号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第11号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時52分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年2月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 榎 本 人 志

委 員 藤 井 孝